

徴収猶予の「特例制度」申請の手引き

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、一定の要件に該当する場合に1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

1 新型コロナウイルスの影響により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から③に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予の「特例制度」を受けることができます。

- ① 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年の同期に比べて概ね20%以上減少していること）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することが困難であると認められること
- ③ 「猶予申請書」が提出されていること

2 提出期限

関係法令等の施行から2か月後、又は納期限のいずれか遅い日まで

3 対象となる市税

- ① 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税などすべての市税が対象になります。
- ② これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

4 猶予期間

徴収猶予の「特例制度」を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間に限られます。なお、徴収猶予の「特例制度」を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、福知山市長が定めることがあります。

*徴収猶予の「特例制度」を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由がある場合は、当初の猶予期間が終了する前に税務課の担当までご相談ください。

5 申請のための書類

徴収猶予の「特例制度」の申請をする場合は、次の書類を市役所税務課の担当まで提出してください。

【猶予の審査のために必要となる書類】

- 徴収猶予申請書[㊟]・分割納付計画（分割納付を希望の場合）
→ エクセル様式に添付の記入方法などを参考にしてください。
- 収入減少の事実を証する書類
→ 「制度の対象となること（概ね20%以上の収入減）が分かる資料」※上記1①参照
法人（売上帳や現金出納帳）、個人事業主（事業の売上、不動産賃料収入が分かる資料）、給与所得者（給与明細）、預金通帳のコピー等。
- 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）
- 財産目録及び収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）